

後見等開始の審判を申し立てる方へ

奈良家庭裁判所

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは何か

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。例えば、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等の方が預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけに任せていたのでは、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人を援助する人が必要になってきます。そこで、精神上的障害等によって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、援助者が本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次のように区分されます。

- (1) 本人の判断能力が欠けているのが通常の状態の場合 → 後見
- (2) 本人の判断能力が著しく不十分な場合 → 保佐
- (3) 本人の判断能力が不十分な場合 → 補助

2 成年後見とは何か

成年後見とは、本人が一人で日常生活をすることができない等、本人の判断能力が欠けているのが通常の状態の場合になされるものであり、後見開始の審判とともに、本人（「成年被後見人」といいます。）を援助する人として成年後見人が選任されます。

成年後見人の仕事の詳細は4ページ以降をご覧ください。成年後見人は、広範な代理権及び取消権を持つことから、本人に代わって、様々な契約を結んだり、財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。申立てのきっかけとなったこと（保険金を受け取る等）だけをすればよいものではなく、成年後見人は、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。これは通常の場合、本人が亡くなるまで続きます。

3 保佐とは何か

保佐とは、本人の判断能力が失われていないものの、著しく不十分な場合になされるものであり、保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人」といいます。）を援助する人として保佐人が選任されます。

保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売

買、自宅の増改築等)を、本人が単独で行うことができなくなります。保佐人は、本人の利益を害するものでないか注意をしながら、本人がしようとすることに同意したり、本人が既にしてしまったことを取り消すことを通して、本人を援助していきます。

また、保佐人は、特定の事項について本人に代わって契約を結ぶ等の行為(代理)をすることができます。このように代理権を付け加えたい場合は、保佐開始の申立てのほか、別途代理権付与の申立てが必要になります。また、代理権を付け加える場合には本人の同意が必要になります。

4 補助とは何か

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合になされるものであり、補助開始の審判とともに、本人(「被補助人」といいます。)を援助する人として補助人が選任されます。

補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動(同意、取消し、代理)をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず同意権や代理権の範囲を定める申立てをしなければなりません。また、補助開始の審判をし、同時に同意権または代理権を定めるには、本人の同意が必要です。

ワンポイントアドバイス

本人の状態が、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合、どの類型で申立てるのか悩むことでしょう。申立ての段階では、診断書を参考にして、該当する類型の申立てをすることで差し支えありません。家庭裁判所でお渡しする成年後見制度用の診断書における「3 判断能力についての意見」で4段階に分かれているところは、上から順に、判断能力あり、補助、保佐、後見に相当します。

事案によって鑑定がなされる場合がありますが、鑑定において申立ての類型と異なる結果が出た場合でも、申立ての趣旨の変更という手続をすればよいのです。申立ての趣旨の変更は、新たな申立てではないため、特別な負担は生じません。ただし、申立ての趣旨の変更に伴って新たな代理権付与や同意権付与を求める場合には、新たな申立てとなり、申立手数料(一件につき、800円分の収入印紙)が必要になります。

5 後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて

(1) 申立てをすることができる方

- ・ 本人(後見・保佐・補助開始の審判を受ける者)
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族(本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。)

- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 検察官
- ・ 市区町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

(2) 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

(3) 申立てに必要な書類

別紙申立書類チェックリストのとおり

(4) 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹や参与員²などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等を選びます。

なお、成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等を選任されるとは限りません。候補者が後見人等を選任される場合でも、一時的に専門職（弁護士や司法書士等）を後見人等を選任する場合があります。特に、本人に**一定額以上の資産がある場合**には、専門職を後見人等あるいは後見等監督人を選任するか、**後見制度支援信託**や**後見支援預金**を利用するために、一時的に専門職を後見人を選任します。

後見制度支援信託とは

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理し、日常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。本人の生活上多額の出費を要する事情が生じ、信託財産の一部を払い戻す必要がある場合は、家庭裁判所から指示書の発行を受けて、これを信託銀行等に提出して、一時金の交付請求をすることができます。

後見制度支援預金とは

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理し、日常使用しない金銭を特別な預金として金融機関預託する仕組みのことです。本人の生活上多額の出費を要する事情が生じ、預託した財産の一部を払い戻す必要がある場合は、家庭裁判所から指示書の発行を受けて、これを金融機関に提出して、一時金の交付請求をすることができます。

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学等の知識や技法を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

² 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

専門職を後見人等または後見等監督人に選任した場合、その費用(弁護士等の第三者の後見人等への報酬)は、家庭裁判所が公正な立場から、行われた後見等事務の内容に基づいて金額を決定し、本人の財産から報酬が支払われることとなります。

また、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

(5) 成年後見制度についてのお問合せ先

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 成年後見制度についてのご相談

各市区町村の地域包括支援センター(障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。)

※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。

※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。

- 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス(TEL0570-078374)

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

- 任意後見契約について

日本公証人連合会(TEL03-3502-8050)

<http://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場

第2 成年後見人等の職務と責任について

1 財産目録及び収支一覧表の作成

成年後見人並びに財産管理に関する代理権を有する保佐人及び補助人に選任された人は、まず本人の財産目録を作成し、家庭裁判所に提出するとともに、本人の年間の収支予算を立てなければなりません。

2 成年後見人の主な職務

成年後見人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人のために必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくことです。

具体的には、預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を本人に代わって行うとともに、本人の財産が他人のものと混ざらないようにする、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てる等の財産管理を行います。一方、成年後見人が本人の財産を贈与したり、本人の財産を投機的に運用するといったことは、本人にとって不利益になるおそれがあるため、原則として行うことはできません。

また、成年後見人は、行った職務の内容（これを「後見事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに、**不動産の売却・リフォーム、自動車の購入等重要な財産の処分**を検討している場合は、家庭裁判所に対し**事前に連絡してください**（許可を要するかについては、8ページをご覧ください。）。

ワンポイントアドバイス

成年後見人の職務は、日常の細々とした金銭の出納から、財産の処分、療養契約の締結（ただし、身体に対する強制を伴う事項や臓器移植の同意等本人に一身専属的な事項は含まれません。）、本人の身上監護に至るまで多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり、法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。また、一度選任されますと、辞任するには家庭裁判所の許可が必要で、それも正当な理由がある場合に限られます。本人の財産の状況が複雑だったり、親族の間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合は、基本的に第三者の専門家である成年後見人を選任することになります。

3 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人が重要な行為（民法第13条第1項に定められた行為のことです。具体的な内容は、6ページのワンポイントアドバイスをご覧ください。）を行う際にそれが本人の利益にかなうかどうかを判断して同意をしたり、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をしてしまった場合に、それが本人にとって不利益であれば取り消したりすることです。

また、別途代理権付与の申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

また、保佐人が行った職務の内容（これを「保佐事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに、**不動産の売却・リフォーム、自動車の購入等重要な財産の処分**を検討している場合は、家庭裁判所に対し**事前に連絡してください**（許可を要するかについては、8ページをご覧ください。）。

ワンポイントアドバイス

民法第13条第1項に定められた行為の具体例としては、次のようなものがあります。

- (1) お金や不動産を他人に貸したりして利用すること，貸金や賃貸した不動産を返してもらうこと
- (2) お金を借りたり，他人の保証人になること
- (3) 不動産や高価な財産を売り買いしたり，貸したり，担保をつけたりすること
- (4) 訴訟を起こしたり，訴訟を取り下げたりすること
- (5) 贈与，和解をしたり，仲裁契約をすること
- (6) 相続を承認，放棄したり，遺産分割をすること
- (7) 贈与や遺贈を断ったり，何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- (8) 新築，改築，増築，大修繕の契約をすること
- (9) 宅地を5年以上，建物を3年以上，動産を半年以上にわたって貸す契約をすること
- (10) 以上に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること

4 補助人の主な職務

補助人の主な職務は，本人の意思を尊重し，かつ，本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら，本人が重要な行為（民法第13条第1項に定められた行為の中から，審判で具体的に定められた行為に限ります。具体的な内容は，上欄のワンポイントアドバイスをご覧ください。）を行う際にそれが本人の利益にかなうかどうかを判断して同意をしたり，本人が補助人の同意を得ないで重要な財産行為をしてしまった場合に，それが本人にとって不利益であれば取り消したりすることです。

また，別途代理権付与の申立てが認められれば，本人の財産に関する法律行為のうち，審判で認められた範囲内で代理権を有し，これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

また，補助人が行った職務の内容（これを「補助事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに，**不動産の売却・リフォーム，自動車の購入等**重要な財産の処分を検討している場合は，家庭裁判所に対し**事前に連絡**してください（許可を要するかについては，8ページをご覧ください。）。

5 成年後見人等の責任

成年後見人等に不正な行為，著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには，家庭裁判所が成年後見人等解任の審判をすることがあります。「不正な行為」とは，成年後見人等が本人の財産を横領するなど，違法な行為または社会的にみて非難されるべき行為をいいます。「著しい不行跡」とは，品行がはなはだしく悪いことをいいます。「その他その任務に適さない事由」とは，成年後見人等の権限を濫用したり，不適當な方法で財産を管理したり，任務を怠ったりした場合をいいます。

また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

成年後見人等には、あくまでも「他人の財産」を預かって管理しているという意識が求められます。本人の財産から支出するのは、本人のためであり、たとえ親族であっても本人以外のために支出することは原則として認められません。本人の財産から支出してもよいか判断に迷う場合は、家庭裁判所に対し**事前に連絡してください**。

これまでのケースから具体例を挙げてみました。

【当然に支出できるもの】

- ・ 本人の生活費
- ・ 入院費や施設費
- ・ 税金
- ・ 後見等事務費（裁判所に提出する書類のコピー代、切手代、交通費、各種手数料など、成年後見人等の仕事をする上で発生する実費）
- ・ 本人の財産の維持、管理の費用
- ・ ヘルパーの人件費

【原則として支出できるもの】

※ **金額や本人の財産・収支状況によって認められない場合があります。**

- ・ 法事の費用
- ・ 本人名義で出す冠婚の祝儀や葬祭の香典
- ・ 扶養家族の生活費
- ・ 本人が死亡したら入る墓
- ・ 本人名義の負債の償還

【明らかに不適切な支出】

- ・ 本人と同居していることを理由にした成年後見人等名義のローン返済
- ・ 退院の見込みがないにもかかわらず引取りを理由にした成年後見人等の自宅改築費（リフォーム代金）

第3 後見等監督について

1 後見等監督とは

後見監督、保佐監督、補助監督（以下「後見等監督」といいます。）とは、家庭裁判所（後見等監督人が選任されている場合には、後見等監督人）が、成年後見人等に対して、後見等事務を正しく行っているかどうかを確認し、問題点があれば、これを是正するよう指導監督することをいいます。

成年後見人等には、原則として1年に1回、自主的に、本人の現状や財産及び収支の状況について、その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを添付して家庭裁判所に報告していただきます。そのため、成年後見人等に選任された方は、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 本人の居住用不動産について、売却、賃貸借契約の締結や解除、抵当権の設定等をする場合
□ 居住用不動産の処分許可の申立てが必要です。
- (2) 本人と成年後見人等が遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合
□ 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）選任の申立てが必要です。
- (3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合
□ 報酬付与の申立てが必要です。勝手に本人の財産から差し引くことはできません。
- (4) このほかの場合でも、重要な財産を処分したり、その行為が本人の利益となるかどうか不安な場合は、家庭裁判所に対し事前に連絡してください。

3 後見等事務の終了について

後見等事務は、本人が死亡したり、成年後見人等が辞めるまで続きます。

本人が死亡した場合には、後見等自体が終了することになります。後見等が終了した場合、速やかに家庭裁判所に連絡するとともに、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告の上、管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。法務局へ届出をする必要もあります。

また、成年後見人等は、正当な理由（病気など）がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます（その旨の申立てが必要です。）。辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合には、引継ぎを行うこととなります。